

スマイル ニュース

SMILE NEWS

222

男女共同参画推進委員会

誰でも、どこでも、自分らしく

毎年6月23日から29日は、男女共同参画推進週間です。令和7年度のキャッチフレーズは、『誰でも、どこでも、自分らしく』に決まりました。

日本国憲法の中で最も大切な条文は何か、と聞かれれば、第13条を挙げます。そこには「すべて国民は、個人として尊重される。」と書かれています。日本国憲法の三大原則は、「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」ですが、この原則も、「個人の尊厳」を根拠にしています。

「自分のことは、自分で決められる」ことは当たり前のように思えますが、現実を考えるとまだまだというのが実感ではないでしょうか。身体的自由、財産の利用、職業の選択、居住、信教の自由などの市民的な自由は、江戸時代では認められないか、制限されていました。明治時代になって、それらの自由は認められるようになりましたが、「法律の範囲内で」とか「法律の定める所に従い」などの条件が付けられていました。また、女性は結婚すると無能力者とされ、参政権もありませんでした。

1947（昭和22）年に日本国憲法が施行され、基本的人権が認められるようになりました。それでも、寿退社という言葉は最近まで残っていました。「女だから」「子どもだから」「長男だから」という考えも消え去っていません。

慣習として深く染み付いてきたものを取り除くためには、地道な努力を積み重ねるしかありません。「誰でも、どこでも、自分らしく」生きられる社会を作るために。



【問い合わせ】市男女共同参画推進委員会
（総務課総務担当内） ☎ 62-3117